

一 森林法の一部改正関係

1 森林管理局長は、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる国有林の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定区域内に存する森林の整備及び保全を行うことができることとした。(第一〇条の五第一項関係)

2 公益的機能維持増進協定区域及びその面積、森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項、林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項、費用の負担等を公益的機能維持増進協定の記載事項とすることとした。(第一〇条の五第一項関係)

3 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬこととした。(第一〇条の五第四項関係)

- (一) 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。
- (二) 国有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。
- (三) 森林の利用を不当に制限するものでないこと。
- (四) 公益的機能維持増進協定区域内に存する国有林又は当該協定区域に近接する国有林において、都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

4 公益的機能維持増進協定の公告及び縦覧その他協定の締結手続について定めることとした。(第一〇条の二六及び第一〇条の一七関係)

5 公益的機能維持増進協定は、公告のあった後において当該協定区域内に存する国有林の森林所有者等となつた者に対して、その効力があることとした。(第一〇条の一九関係)

6 公益的機能維持増進協定に基づいて立木を伐採する場合には、伐採及び伐採後の造林の届出を不要とすることとした。(第一〇条の八関係)

三 特別会計に関する法律の一部改正関係

1 国有林野事業特別会計を廃止することとした。(第一五八条、第一七一条及び附則第四二条、第四五条関係)

2 国有林野事業債務管理特別会計を、平成二五年四月一日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度の末日までの期間に限り設置し、1により廃止された国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を行うこととした。(附則第七七条の二及び第二〇六条の二関係)

四 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正関係

1 国有林野事業を行う国の経営する企業を適用対象から外すこととし、これに伴い、題名を特定独立行政法人の労働関係に関する法律に改め、所要の規定の整備を行うこととした。(改正法第四条関係)

2 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に給与等に関する特別法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止関係
国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特別法の廃止に伴い、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特別法を廃止することとし、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法を廃止することとした。(改正法第五条関係)

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

著作権法の一部を改正する法律(法律第四三三号)(文部科学省)

1 技術的保護手段に係る規定の改正

技術的保護手段の範囲に、著作物等の利用に用いられる機器が特定の変換を必要とするよう著作物等を変換して記録媒体に記録し、又は送信する方式を加えるとともに、技術的保護手段の回避に係る罰則規定等について整備を行うこととした。(第二条第一項第二〇号、第三〇条第一項第二号及び第二二〇条の二第一号関係)

2 著作人格権に係る規定の改正

(一) 著作者が行政機関等に提供した未公表著作物に係る歴史公文書等が国立公文書館等又は地方公文書館等に移管された場合等、国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供等することについて著作者は同意したものとみなすこととした。(第一八条第三項関係)

(二) 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供等する場合、既にその著作者が表示しているところに従って著作人名を表示するときは、氏名表示権を及ぼさないこととした。(第一九条第四項第三号関係)

3 権利制限規定の改正

(一) 写真的撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物(写真等著作物)に係る付随対象著作物は、当該創作に伴って複製又は翻案できることとし、複製又は翻案された付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用できるとした。(第三〇条の二関係)

(二) 著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用の検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用できることとした。(第三〇条の三関係)

(三) 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用できることとした。(第三〇条の四関係)

(四) 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができることとし、当該図書館等は、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供できることとした。(第三二条第三項関係)

(五) 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書等の管理に関する法律(平成二一年法律第六六号)の規定又は公文書管理條例の規定により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製できるとし、著作物を公衆に提供等することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物を利用できることとした。(第四二条の三関係)

(六) 著作物は、情報通信技術を利用した情報提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案ができることとした。(第四七条の九関係)

(七) (二)から(六)までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物をこれらの規定の目的以外の目的で利用した場合の取扱いその他所要の規定の整備を行うこととした。(第四九条等関係)

4 私的使用の目的をもって、有償著作物の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。(第一一九条第三項関係)

5 施行期日等

(一) 国及び地方公共団体は、4に掲げる行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならないこととした。(附則第七条関係)

(二) 有償著作物等を公衆に提供等する事業者は、4に掲げる行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならないこととした。(附則第八条関係)

(三) 4の規定の運用に当たっては、インターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととした。(附則第九条関係)

(四) この法律の施行後一年を目途として、4及び5の(二)についての施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとした。(附則第一〇条関係)